

貝島町自治会役員選考規定

(趣旨)

第1条 本規定は、貝島町自治会会則第7条にもとづいて定めます。

(目的)

第2条 役員選考委員会は、その発足から総会で次期役員を推薦するまでの一切の活動をおこないます。最終決定となる役員改選案は、自治会長に提出し、役員改選の議案として総会において多数決をもって決定します。

2. ここでいう役員とは、会長、副会長、庶務、会計、監事とします。

(以下役員と呼称します)

(遵守事項)

第3条 役員選考委員（以下委員と呼称します）は、候補者の氏名ならびに選考経緯について、総会に上程するまで守秘義務を負うこととします。

なお、報告を受けた役員構成委員も同様とします。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、通常隔年の総会におこなわれる役員改選のあった定期総会の1年6ヶ月後の10月から翌年の総会までとします。

(委員の選出)

第5条 委員は、規約にもとづき現役員（正副会長・庶務・会計・監事を除く）と現常任委員（各種団体および行政委嘱員）等々により構成することとします。

(委員会の発足)

第6条 委員会は、上記第4条により、原則として10月中に自治会長が招集し、発足時の招集案内は自治会長名でおこない、その後は、委員会によって運営されます。

(委員会の構成)

第7条 第5条で選出された委員は、第6条にもとづき委員会を構成し、正副委員長、書記を互選することとします。

(委員の資格と補充)

第8条 委員に欠員が生じた場合、支部長であれば、該当する組の中から支部長代行を選出し、現常任委員は他の方を補充することができます。

2. 支部長代行及び常任委員の補充委員の任期は、前委員の残任期間とします。

3. 委員自らが役員の候補者となった場合は、一時的に委員の資格を停止することとします。また、委員が役員として推薦された場合は委員の資格を失うこと

になり、代わりの委員を補充することができます。

(運営と記録)

- 第9条** 委員会の議事進行は委員長がおこない、その審議・決定は多数決とします。会議の議事録、委員の出欠表を記録します。自治会長は、必要に応じて、委員長の指名により会議に出席することができます。ただし、議決に参加することはできません

(候補者推薦)

- 第10条** 候補者推薦は以下の三つの方法によっておこなわれます。
- (1) (公募推薦) 委員会名で、役員候補者推薦を、自治会会員に依頼します。その際、会員5名(住所・氏名を明記)の推薦を必要とします。推薦人が相互に推薦しあうことは認めず。委員会では、公募推薦を受理した旨を推薦者に報告しますので、推薦者は被推薦者が同意していただいた確認書(署名・捺印)を、委員会宛に提出することとします。
 - (2) (後継推薦) 退任する役員が指名・推薦した後継候補は、当該役員会の意向を尊重して選考の対象とすることができます。
 - (3) (委員会推薦) 委員は、自治会活動の円滑な運営を熟慮し、候補者を推薦することができます。

(役員の選出)

- 第11条** 委員会は、第10条により推薦された役員候補者のうち、会長候補者を先行して審議・折衝し、決定することとします。
2. 会長候補決定後、会長候補の意向を尊重し、その他の役員が定数になるよう審議・折衝し、決定することができます。
 3. 総会において、役員が承認されたときは、回覧等で一般の自治会会員へ周知することとします。
 4. 年度途中において、役員の補充が必要と認められる場合は、役員会において協議の上、補充できることとします。

(選出期間)

- 第12条** 次年度の事業計画・予算案の策定ならびに支部長・常任委員の選出があるため、会長候補者は2月末、その他の役員は3月末までに決めることとします。なお、役員候補者は、書面にて委員長が書面にて自治会長に報告しなければなりません。

(代行職の選出)

- 第13条** 役員に欠員が生じた場合、委員会は総会で推薦することを前提に、代行職を選出することができます。

(規則の改廃)

第14条 この規定の改廃手続きは、役員が担当し、自治会の役員会の承認を経て総会において決議することとします。

(附則)

この規定は、平成31年4月27日から施行します。